

協議の概要

1 はじめに

下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会では、教頭の働き方改革の推進に資する取組を検討するため、令和8年2月2日（月）に会議を開催しました。

令和7年9月1日に開催した、第1回協議会で決定した共通実践事項の取組状況や課題を把握するために実施したアンケート調査結果に基づき、共通実践事項の着実な実施に向け、課題を抽出し、それらに対する効果的な対策を協議しました。

各市町村教育委員会・各校におかれましては、学校における教頭の働き方改革を進めるための手がかりとして、共通実践事項の実現に向けて取組を進めるようお願いいたします。

2 送付資料

- (1) 令和7年度第2回下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会 議事録（概要版）
- (2) 令和7年度第2回下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会 議事録（全文）

3 令和8年度の共通実践事項

令和8年度の共通実践事項については、令和7年度から取り組んできた「校内巡回における役割分担の見直し」及び「教頭と他の職員との業務分担の見直し」の2項目に継続して取り組めますが、大きなタイトルを「教頭の業務内容の明確化」とし、さらなる推進を図ります。

(1) 校内巡回における役割分担の見直し

児童生徒の安全管理を目的とした校内巡回や施錠業務について、学年担当の教職員や用務員と分担することで、全ての実施校において教頭の負担軽減につながっています。

しかし、教職員が確認した後の最終的な確認を教頭が行うといった、作業の二重化（重複）に加え、早朝登校への対応や保護者からの電話対応、用務員の勤務時間の制約等も課題となっています。

校内巡回は必ずしも教頭だけが担う業務ではないことから、各校においては、学年担当の教職員や日直の教職員、用務員などと役割を分担し、『学校の安全をみんなで確保する』という意識改革を促すことで、教頭の業務を分担し、平準化を図っていただくようお願いいたします。

(2) 教頭と他の職員との業務分担の見直し

調査回答、対外行事窓口、メール配信などの業務を分担した学校では、すべての実施校において肯定的な効果が確認されています。一方で、最終確認を教頭が担う必要がある業務や、定期人事異動に伴う新たな教務主任へのサポート、小規模校における

人員不足等が課題として挙げられています。

各校においては、校長と教頭、教頭と各分掌主任、教頭と事務職員・スクール・サポート・スタッフ（SSS）との間で業務分担をさらに進めていただくようお願いします。

また、日付や氏名、調査内容の変更点等を重点的に確認することでチェックの効率化を図るとともに、教頭でなければできない業務との切り分けや区分を精査し、必ずしも教頭が行わなくてもよい業務を分担することについて検討をお願いします。

4 共通実践に向けて努力する事項

(1) 生成AIの活用

協議会においては、生成AIは保護者への案内文書の作成や、アンケート結果の記述式の分析に非常に有効で、数分で処理が可能であるとの意見がありました。こうしたノウハウを共有する場を設定することも働き方改革につながるものと考えられます。

各市町村教育委員会においては、個人情報を入力しない、学習させないなどのルールを周知し、来年度以降の活用に向けてガイドラインの整備等を検討していただくようお願いいたします。

(2) 教育課程上の工夫改善に向けた取組

令和8年度に向け、各校においては、例えば、

- ・保護者等への周知及び協力依頼を行った上で、児童生徒玄関の解錠時刻を遅くし、ゆとりある始業体制を構築する。
- ・週休日における業者等の対応を分担し、（勤務時間が半日以上に及ぶ場合は）確実に週休日の振替を取得できるよう、事前の体制を整える
- ・学校規模に応じて校内分掌を見直し、統合や効率化を図る。

など、各校の実情に応じた検討をお願いします。

令和8年3月19日

下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会

委員長 大島 忍